

古代朝鮮の政治体制と国際認識*

4-5世紀の高句麗の例を中心に

篠原啓方

The Political Structure of Ancient Korea and International Awareness
Focusing on Goguryeo in 4th and 5th Centuries

SHINOHARA Hirokata

4-5世紀の高句麗は、漢字文化を受容・運用して政治体制を整えたが、高句麗における「漢字文化の普及」は「漢化」とは必ずしも一体ではなかった。ゆえに用語や表現のみを中国的な文脈で判断することは危険であり、地域研究のアプローチとしてふさわしいとは思えない。

また本稿は「中心」と「周縁」という二つの視点を対比させ、両者の拮抗と均衡の模索という様相について考えた。高句麗は外部からの「周縁」という位置づけを認識するいっぽう、自身を中心とした「周縁」へのまなざしを持っていた。この二つの視点・文脈を以て周辺世界とかかわっていたことが、東アジアにおける「個」としての高句麗を維持し得た原動力につながっていたと思われる。

キーワード：高句麗、天、太王、律令、冊封

はじめに

「古代東アジア世界」という言葉は、冊封という政治体制によって包摂される空間として用いられはじめたという【李成市 2000】。中国を政治や文化の中心とし、その中国との関係を通じて発展し、一つの文化圏をつくりあげた周縁とを合わせた地域を指すようであるが、この論には固定的な地域概念としての中心と周縁が存在する。重要な提言であるが、既に多くの指摘があるように、その中に包摂される地

*本稿は、シンポジウム当時のコメントに導かれ、原稿を修正・補完している。また当日（2011年10月2日）の報告においては副題を「高句麗・新羅を中心に」としていたが、執筆にあたっては高句麗に関する内容を補完し、新羅については割愛することとした。

域史研究のアプローチとして、常に有効であるわけではない。

本稿は、この中心と周縁の概念を、視点や文脈として捉える試みである。高句麗の資料は、高句麗を中心とする視点や文脈がみられ、興味深い内容を多く伝えている。それらを通じ、中国や東アジアがどのように見えるのかについて考えてみたい。

1. 高句麗の政治体制

高句麗は紀元前2世紀ごろ、中華人民共和国の吉林省・遼寧省の一角で興り、周辺勢力との抗争を経つつ国家として成長していった。中でも漢以来、中国大陸に展開した諸王朝との政治交渉や軍事対立は、高句麗の文化や社会の形成に大きな影響を与えてきた。高句麗は4世紀に入ると、領域を大いに広げ、王権の確立と強化、政治体制の一元化などがみられるようになり、独自の文字資料が登場する。

まず官制は、大加と呼ばれる高句麗の有力層が麾下に置いていた官を、王権の下に一元化した。官制の改革が明記された史料は存在しないが、4-5世紀の金石文資料や6世紀以降の記録に基づき、かつて十等であったものが十三等に拡大され、この体制がおおよそ末期まで維持されたものと理解されている【武田 1989a、林起煥 2004】¹⁾。

領域的には、まず南方においては3世紀前半に、朝鮮半島の平壤一帯にあった楽浪・帯方郡を滅ぼし、漢族を支配層とする社会を取り込んだ。また西方においては、胡族国家（三燕）との激しい抗争の末、5世紀初には遼東地域を安定的に確保し、北燕の滅亡後、北魏と領域を接することになる。この時期、領域の拡大と共に注目されるのは、漢族・胡族の流入と包摂である（表2）。

表1 高句麗官位と関連した記録の変遷

『三国志』 東夷伝	『魏書』 高麗伝	金石文 (4-5C)	『周書』 高麗伝	『隋書』 高麗伝	『新唐書』 高麗伝	『翰苑』高麗記 (7C中葉)	『三国史記』 職官志
相加 対盧 沛者 古鄒加 主簿 優台 丞 使者 皂衣 先人	謁奢 太奢 大兄 小兄	大兄 大使者 主簿 小大兄 小兄 抜位使者	大対盧 太大兄 大兄 小兄 意侯奢 烏拙 太大使者 大使者 小使者 褥奢 翳属 仙人 褥薩	太大兄 大兄 小兄 対盧 意侯奢 烏拙 太大使者 大使者 小使者 褥奢 翳属 仙人	大対盧 鬱折 太大使者 衣頭大兄 大使者 大兄 上位使者 諸兄 小使者 小兄 仙人 古雛大加	大対盧 太大兄 鬱折（主簿） 大夫使者 衣頭大兄 大使者 大兄 抜位使者 上位使者 小兄 諸兄 過節 不節 先人	主簿 大相 位頭大兄 従大相 小相 狄相 小兄 諸兄 先人 白位

1) 表1も両者の論著をもとに作成した。

表2 4世紀における高句麗に到来した漢族・胡族

年代	前居留地	人物	典拠	備考
307-313 (永嘉年間)	東晉	高撫、高顧	『魏書』列伝 (巻77、79)	
319	東晉	東夷校尉・平州刺史崔毖	『晉書』本紀 (巻6)	
336	前燕	司馬修寿、郭充	『資治通鑑』 (巻95)	修寿は高句麗で死亡 (安岳三号墳墨書墓誌)
338	前燕	東夷校尉封抽 護軍宋晃 居就令游泓	『資治通鑑』 (巻95)	宋晃は前燕に還送
345	宇文部	宇文部王逸豆帰	『魏書』列伝 (巻101)	
370	前燕	太傅慕容評	『資治通鑑』 (巻102)	前秦に還送
4世紀	(某)郡信都県	(某)鎮	徳興里古墳 (408)	

このうち修寿と(某)鎮は、北朝鮮にある壁画古墳の墨書(墓誌)によってその経緯が明らかになった者である【武田 1989a】。また近年、中国集安の王陵級古墳(積石塚)の発掘においてみつかった瓦片には「將軍」の銘文があるが、これらもまた高句麗の武官の一つと考えられている【井上 2007】。彼ら外来の者は、単なる政治的亡命や流入にとどまらず、高句麗における漢族・胡族王朝と外交に利用され、重要な役割を果たしたと考えられる【李成市 1997】。特に漢族の亡命官人は、漢字文化の知識をもって制度の整備にも一助したであろう。

諸制度の整備もこの時期に行われた。『三国史記』には「立太学、教育子弟」(372年)、「始頒律令」(373年)、「立国社修宗廟」(391年)といった記事が登場する。高麗時代に編纂された同書の記録は、高句麗時代の表現に忠実とは必ずしも言えないものの、王権の下に一元的な成文法が確立・施行され、王権を頂点とする祭祀体系が整備されたことを指しているのは確かである【盧重国 1979、辛鍾遠 1984】。

この時期以降、高句麗の君主号にも変化がみられるようになる。それが「太王」号である。この号については単なる「王」号の美称とする説と、王号を超越した独自の号であるという説がある。「太王」号は「広開土王碑文」においては「王」号と併用されており、王号を超越した称号とは言い難いが、それ以降の金石文資料には「太王」とのみ記されており、また436年(長寿王代)には、北燕の天王であった馮弘(馮文通)に対し、高句麗の官人が彼を揶揄して「竜城王馮君」と呼んだ例が確認される²⁾。こうした太王号の超越性、周辺の君主を下位に位置づける観念の存在をもとに、筆者は後者の説を採っている【篠原 2004a】。

2) 『魏書』巻97、列伝85 海夷馮跋 弟文通。「文通至遼東 高麗遣使 勞之曰 龍城王馮君 爰適野次 士馬勞乎 文通慚怒 称制答讓之…」

2. 高句麗的支配イデオロギーの展開

この時期の高句麗の特徴は、そうした内外における成長にとどまらず、王を頂点とする支配イデオロギーがみられる点である。その言説として「天」がある。この「天」は、まず高句麗における天信仰と密接な関係を持つ。「広開土王碑文」において、高句麗建国の祖である鄒牟（朱蒙）は「天帝之子」・「皇天之子」と表現されている³⁾。祭天儀礼にみられるような高句麗の天の信仰が始祖信仰と結びつき、説話として体系化されたものであるが、その結果、高句麗の君主は、高句麗人の崇拜する天の血統的継承者として位置づけられることになった。

この鄒牟説話のモチーフは、後漢代の王充が著した『論衡』所載の東明（夫余の始祖）説話⁴⁾に酷似している。二つの説話を比較すると、鄒牟説話における父（天帝）と母（水神の娘）の説明や、誕生の過程（卵を割って産まれる）が具体的であり、神聖性において鄒牟が東明より増している。また鄒牟は碑文において「北夫余の出身」ともされており、高句麗が夫余と同族であり、またその天信仰を共有しつつ、天（血統）に対する正統性が自身にあることを主張している。その背景には、夫余支配の正当性と根拠を得ようとする高句麗の政治的意図があったものと考えられる【李成市 1984】。このように鄒牟説話には東明説話の影響が考えられるが、これが公式化した時期は、高句麗が夫余に対し政治的優位に立った4世紀ごろと考えられる【盧泰敦 1993】。

いっぽう高句麗が天信仰と同族観念によって包摂すべきもう一つの対象が、北燕であった。407年に北燕の天王に即位した雲は慕容宝の養子であり、本来は高句麗の王族につらなる存在であったと考えられる。広開土王が408年、彼を宗族に敍すと、雲は姓を慕容から高に戻し、慕容帰に燕の祭祀を司らせた⁵⁾。

表3 「広開土王碑文」にみられる高句麗と周辺勢力の関係

勢力	年度	朝貢	属民	論事	征討	服属	奴客	施恩
百濟	永樂5 (395)	○	○					
	永樂6 (396)				○ (討伐)	○ (跪王)	○	○ (恩赦)
新羅	永樂5 (395)	○	○	○				
	永樂9 (399)					○ (婦王)	○?	○ (恩慈)
肅慎 (帛慎)	永樂8 (398)	○		○	○ (抄得)			
東夫余	永樂20 (410)	○ (貢)	○		○ (王討)	赤字	赤字	○ (恩普覆)

3) 「広開土王碑文」I面1-1～2-30。「惟、昔、始祖鄒牟王之創基也。出自北夫余、天帝之子・母河伯女郎、剖卵降世、生而有聖…、王臨津言曰、我是皇天之子・母河伯女郎鄒牟王…」

4) 『論衡』卷2 吉驗篇。「北夷橐離国王侍婢有娠…、婢对曰、有气大如雞子、從天而下、我故有娠、後産子…、王疑以為天子…、名東明」

5) 『資治通鑑』卷114、晉紀36 安帝 義熙4年。「三月庚申、葬燕王熙及苻后于徽平陵、諡熙曰昭文皇帝…、高句麗遣使聘北燕、且敍宗族、北燕王雲遣侍御史李拔報之…、北燕王雲封慕容帰為遼東公、使主燕之宗祀…」

この一連の記事は従来、単なる和平関係の成立として捉えられてきたが、当時の高句麗の認識からみれば、別の文脈から解釈されるべきである。この行為は、天を媒介としつつ、高句麗君主を直系に、北燕天王を傍系に位置づける政治的意図があったものと思われる。当時の北燕には高句麗流民が多くおり、雲が天王に推戴された背景の一つにもなっていた。このように高句麗は、説話によって伝統信仰と君主の血縁関係を作り上げ、その神聖性と絶対性を内外に主張した【篠原 2004b】。

いっぽう「広開土王碑文」には「朝貢」や「恩慈」といった表現が登場する。まず朝貢とは、いわゆる中原王朝の天子に対して周辺勢力が行なうもので、天子の徳を慕って自らやってくるものとされていた。

ただし碑文の朝貢は、やや様相を異にする。碑文の朝貢勢力のうち、みずから服属の意思を明らかにした新羅以外は、いずれも征討の対象となっている（表3）。碑文によれば、彼らの朝貢とは王化によって自らやってきたわけではなく、「属民であったから」もしくは「（高句麗によって）攻略された結果」であった。さらに属民と認識されていた勢力は「属民でありながら朝貢を怠った」ことで征討の対象とされた。つまり周辺勢力にとっての朝貢とは高句麗に対する義務であり、それを破ると軍事力によって強要されるものであった【武田 1989a】。

これと関連して注目されるのが前燕（鮮卑慕容氏）の例である。対外関係において高句麗が「貢」や「献」を行なったとされる記録は紀元前後からみられるが（表4）、前燕以前の「貢」や「献」には強要

表4 高句麗の朝貢に関する記録

年代	相手国	表現	典拠	備考
32 (建武8)	後漢	奉貢	後漢書 (卷1光武皇帝紀下)	
	同上	朝貢	同上 (卷85列伝75東夷)	光武復其王号
109 (永初3)	同上	貢獻	同上 (卷5孝安皇帝紀5)	
111 (永初5)	同上	貢獻	同上 (卷85列伝75東夷)	求屬玄菟
124 (大祖大王72)	同上	朝貢	三国史記 (卷15高句麗本紀3)	
236年前後	吳	奉表称臣	三国志 (卷47吳書2)	拜宮為单于
336 (咸康2)	東晉	貢方物	晉書 (卷7帝紀7)	
343 (建元1)	同上	朝献	同上 (卷7帝紀7)	
342 (咸康8)	前燕	称臣 貢其方物	同上 (卷109載記9)	王父の遺骸を返還される
355 (永和11)	同上	貢其方物	同上 (卷110載記10)	冊封を受ける
	同上	納質修貢	資治通鑑 (卷100晉紀22)	王母を返還される
377 (太元2)	前秦	入貢	資治通鑑 (卷104晉紀26)	

された背景や痕跡はみられない。しかし前燕の例は、これらとは様相を異にする。前燕の慕容皝は341年に高句麗の都を陥落させ、当時の高句麗王（故国原王）の父（美川王）の墓を暴いて遺骸を持ち去り、また母を人質として連れ去った⁶⁾。その翌年、故国原王が臣を称すると、前燕は美川王の遺骸を返還し、さらに十数年後に故国原王が「謝恩」と「貢方物」を行なうと、前燕は彼を冊封し、母親を返還した⁷⁾。当時の前燕は漢化政策を進め、その君主はやがて皇帝を自称するに至るが、そうした強制力が「朝貢」として表現されている事実は、外見上は帝制を模倣しつつも儒教思想的イデオロギーを体現するに至っていなかったことを示すものと言えよう。軍事力による制圧が強調されるのは、当時の高句麗社会における武断的な価値観を物語るものであろうが、それを「朝貢」の概念でもって説明することは、前燕からの影響があるものと考えられる【篠原 2004b】。

この軍事的制圧と相手国の朝貢の後に登場するのが、高句麗君主の「恩慈」や「恩赦」である（表3）。これは周辺勢力の服属に対し高句麗君主の徳を施すことを述べたものであるが、朝貢と結びついていることを考慮すれば、「王化」（天子の徳による教化）の概念として捉えておくべきであろう。碑文の表現には『孟子』をはじめとする儒教経典・古典からの引用と思われる語句が散見され【川崎 1992、李道学 2002】、碑文の作成にあたってそれらの知識が活用されていたことをうかがわせる。こうした天子の概念が受容され得たのは、高句麗の君主が「天」を体現しているという共通性から導き出されるものであろう。しかしながらそれは儒教思想において述べられるいわゆる伝統的な王化ではなく、軍事力が先行する高句麗の価値観によって彩られたものであった。

このような高句麗の天の構造は、当時における中国のそれとは異なるものであった。秦代に成立した皇帝号は、周代以来の天子の概念や儒教思想と結びつき、後漢代以降「皇帝=天子」像が確立する【西嶋定生 1983、金子修一 2002】。ただしこの皇帝（もしくは天子）と天の関係は、天命思想に基づいた君臣関係であり【尾形勇 1979】、高句麗のような血縁による父子（後孫）ではなかった。高句麗においても儒教思想における天子や天の概念が援用されてはいるが、その中核となるのは天の血統の継承という神聖性・絶対性である。こうした漢族の天とは質的に異なる高句麗の天の構造は、単なる華夷思想の伝播と受容という枠組みでは説明できない。このように高句麗は、「天」に基づいた支配イデオロギーと軍事力を背景に、周辺諸国に対する優位を確立し、百済や新羅、夫余、肅慎などを属民とみなして朝貢や論事といった義務を課していた。

こうしたイデオロギーの存在は、王権を主体にして製作された「広開土王碑文」に限られたものではない。5世紀前半のものと思われる「牟頭婁墓誌」は700字以上からなり、同時期の漢族・胡族の墓誌に比べ長文である。牟頭婁は広開土王代（在位年391-412）を中心に活躍したと思われる高句麗の官人で、墓誌には自らの先祖が、高句麗君主の始祖に付き従って国の礎を築き、慕容鮮卑と戦って夫余の地を守護し、代々活躍してきたことを伝えている。墓誌は高句麗の君主を「日月之子」、「聖王」、「太王」と讃

6) 『晋書』卷109、載記9、慕容皝。「咸康七年…、乘勝遂入丸都…、皝掘釗父利墓、載其尸并其母妻珍宝、掠男女五万余口、焚其宮室 毀丸都而歸」

7) 『晋書』卷109、載記9、慕容皝。「釗遣使稱臣於皝、貢其方物、乃歸其父尸」

『晋書』卷110、載記10、慕容儁。「高句麗王釗遣使謝恩、貢其方物、儁以釗為營州諸軍事、征東大將軍、營州刺史、封樂浪公、王如故」

え、牟頭婁とその先祖を「官恩」を賜ってきた「奴客」として、建国以来の深い関係にあったことを伝えている【武田 1989a】。

これと似たもう一つの例が、韓国の忠清北道忠州市にある「中原高句麗碑」である。同碑は現地で活動する高句麗官人によって製作されたと考えられ、碑文には高句麗の太王が新羅の君主（寐錦）を呼び、高句麗官人と共に服属儀礼を行なった内容がみられる【檀国史学会 1979、武田 1980、篠原 2000】。その関係は「守天」という言葉で表現されている⁸⁾。「広開土王碑文」や「牟頭婁墓誌」の用例を考慮すれば、この「守天（天を守る）」の天とはまさしく高句麗の天【盧泰敦 1988】であり、天は高句麗太王を頂点とする国際秩序への従属・協力を意味する用語と思われる。碑文では新羅に対しこの関係を強要しているが、こうした関係は新羅にとどまらず、周辺勢力にも適用されたであろう。碑文の内容に関する年代については諸説あるが、筆者は5世紀中葉だと考えている【篠原 2000】。

このように当時の高句麗には、周辺君主を下位に位置づける神聖かつ超越的な太王像が確立しており、その支配イデオロギーを拠り所とする高句麗官人が、対外活動を行っていたのである。

3. 東アジア古代史と、高句麗の文脈・視点

このように高句麗には独自の信仰を基盤とした支配イデオロギーが確認され、それを背景に国外で活動する官人の存在が確認された。これは、中国の正統王朝が中華思想に基づいて周辺世界をみてきたように、高句麗にもそうした自国中心の視点が存在したことを意味する。そこで次は、いくつかの点から、そうした高句麗の文脈や視点について考えてみたい。

1) 用語

前述の「朝貢」や「恩慈」は、用語としては同じものであるが、武断的な性格を以て説明する高句麗金石文の文脈においては、儒教思想におけるそれとは異なるものであった。だがこれがもし「朝貢」や「恩慈」の語のみであったなら、こうした高句麗の文脈を捉えることはできなかったであろう。

次に当時の高句麗の天は、伝統的な信仰と儒教的天子という二つの文脈から説明されていた。ゆえに高句麗国内の史料に登場する「天」の文字は、それがいずれか一方であるのか、あるいは両者を含蓄しているのか、その判別が難しい。高句麗社会が高句麗系官人だけでなく、多くの漢族系・胡族系官人を抱えていたことを考慮すれば、高句麗系は前者に、漢族（人）系の者は後者に依る傾向があったと考えられるが、ただ後者の場合も高句麗国内にいる以上、前者と無関係であったわけではないと思われる。

これらの漢字表記は、用語の借用や受容はあっても、その概念や文脈は高句麗において新たに与えられたものであり、そのイメージと解釈は異なるものになる。これは高句麗の支配イデオロギーが、表現上は似ていても、内実は漢族と異なる志向性を持っていた可能性を示唆する。同じ用語や表現が用いられているからといって単純に中国の概念を適用すべきではなく、変容や流用のあり方を漢字文化の多様性として評価しつつ、その社会の独自の文脈を読み取る必要がある。

8) 前面1-①～2-⑨。「五月中、高麗太王、祖王令□新羅寐錦、世世為願、如兄如弟、上下相和、守天東來之」

2) 制度

前述のように、4世紀以降の高句麗の官制は、ほぼ十三等（もしくは十四等）であったと考えられている。これは晋代以降定着した漢族王朝の九品制とは異なるものであり、それが高句麗において外見上模倣された痕跡もない。さらに高句麗の官制は、漢族王朝の官品のように、品階に対応した官職体系や、文官・武官別の編制が行なわれた痕跡もみいだせない。こうした官制は、漢族王朝の官名を参考にしつつ、徐々に体系化してきた高句麗の伝統として位置づけられるものであって、漢族・胡族王朝の官制を模倣したものではない。

いっぽう高句麗内では、漢代以降の漢族王朝や、当時の胡族王朝の影響と思われる官職・官品名も確認されている。代表的な例が、前述した亡命官人である冬寿と（某）鎮の墓誌である。これら墓誌によると、冬寿は「使持節・都督諸軍事・平東將軍・護撫夷校尉・樂浪^相・昌黎玄菟帶方太守・都^鄉侯」、（某）鎮は「建威將軍・國小大兄・左將軍・龍驤將軍・遼東太守・使持節・東^夷校尉・幽州刺史」を歴任したように記されている。だがこの中国式官制は、漢族や胡族王朝、高句麗から与えられたものではなく、あくまで自称であったと考えられている【武田 1989b】。いっぽう徳興里古墳の被葬者である（某）鎮には「國小大兄」という、高句麗の官位が授けられている。このように高句麗は樂浪や帶方郡の官人、また亡命官人などを受け容れたが、彼らの知識に基づいて当時の漢族・胡族王朝の官制を模倣して行くのではなく、あくまで独自の官制に彼らを取り込みつつ、その確立を図っていった。

いっぽう『三国史記』に登場する教育機関「太学」（372年）は、漢族王朝の制度に倣った名称であり、それを根拠に高句麗の儒学に対する理解水準が高かったという指摘もある【盧重国 1979】。そうした側面は無論あると考えられるが、高句麗社会において必要とされた古典・経典の知識が、行政面における漢文の知識であるのか、思想面における儒教であるのかについては、区別しておくべきであろう。当時の高句麗が必要としたのは、高句麗の支配イデオロギーに基づき、王権を支える官人の育成であったはずである。王権が宣布すべき重要な内容が記された「広開土王碑文」には建国の経緯と王統、広開土王の勳績、そして墓守（守墓人）の制度が盛り込まれているが、この碑文が石刻文書としての性格を有するとの指摘【李成市 2011】もある。こうした王統が高句麗官人にはっきり認識されていたからこそ、「牟頭婁墓誌」のように一族の系譜を王統に合わせた叙述が登場し得たのであろう。つまり碑文の内容もまた君主に忠実な高句麗官人が備えるべき知識であり、太学における教育も、そうした背景が考慮されなければならないだろう。

このように考えると、高句麗の諸制度やその内容は、漢字によって表現されてはいるものの、当時の漢族・胡族王朝とはかなり異なったものが予想されてくる。この時期の法の存在を示す「始頒律令」（373年）の記録については、特に韓国の学界では律令制の確立として理解する傾向にあり、その枠組の中で刑罰に関する記録を基に、高句麗の律が同時期の漢族王朝に比べ厳格であったとの指摘がある【盧重国 1979】。高句麗法の特徴をあらわすものとして興味深い指摘であり、また同記事を成文法の編纂として位置づける点には筆者も同意する。ただ当時の高句麗社会が、いわゆる漢族・胡族の王朝を模倣した制度的な成熟を目指していたわけではなかったと考えられる以上、部分的に必要な条目が受容されたことはあっても、律と令という二つの体系から成る律令制の導入を必要としたかどうかについては、改めて検討されるべきである。

最後に高句麗の君主像について考えておきたい。高句麗の君主は、高句麗社会における伝統的な「天」との血縁関係から得た正統性を基盤とする「天子（天孫）」であり、太王はその観念を体現した存在である。「広開土王碑文」には高句麗君主を説明する際に儒教天子の概念が援用されているが、儒教思想は当時の高句麗君主が依るべき支配イデオロギーの根幹とはなり得ない。

いっぽう儒教思想を基盤とする漢族王朝においては、天命を受け、天の臣下として天下を治める「天子」と、中原に拠って天下（国家）の統治に臨む漢族君主（皇帝）が同一視された。皇帝は漢以来、強大な勢力を誇ってきた王朝の君主ではあるが、いっぽうでは地域や民族、そして思想背景において異質の君主でもある。従って高句麗の君主が皇帝号のみを採用して、その正統性や存立基盤を獲得するのは困難である。胡族の君主として皇帝とほぼ同格の位相を掲げた天王を称さなかったことも、同様の文脈から理解される。

いっぽう「王言」の表現から、高句麗君主が皇帝の命をあらわす「詔」ではなく「教」を用いたことを根拠に、冊封体制下の「王」にとどまったことを自任したと指摘されることもある。ただ「広開土王碑文」には「教」と共に君主の命令として「制」もしくは「制令」の字が用いられている⁹⁾。「制」もまた天子（皇帝）の王言の一つであり、これに基づくならば高句麗君主は「天子（皇帝）」を体現しようとしたことになる。しかし「教」や「制」の併用とは、高句麗における王言が必ずしも皇帝や諸侯（王）の枠組で単純に割り切れないことを意味するのであって、どちらか一方の性格を以て高句麗の地位を規定することは妥当とは言えない。

ただし太王号は、当時の漢族・胡族王朝との比較において次のような点が指摘できる。まず制度面においては、皇帝（天王）と諸侯（王）の関係のごとく、太王の下に「王」が存在したかどうかは疑問であり、その地位が制度的に保証されていたとは言い難い。また太王号は「王」字を残しており、表記上「王」爵や「王」号を超越しているとは言い難い【武田 1989a】。

これらは称号の表現における未熟性であり、当時の漢族・胡族王朝の視点であれば、あるいはそうした未熟性をもって文化の優劣を論じ、下位に位置づけた可能性もあるであろう。だが高句麗はそれら王朝の制度を模倣したり、中原を志向した漢化政策を採っていたりしたわけでもない。皇帝や天王を称すれば帝制を志向し、それが王爵であれば王制を志向したであろうが、高句麗の制度はそれらとはかなり異なっている。太王号の登場とはあくまで高句麗の君主を頂点とする支配イデオロギーの正統性を追究した結果であり、皇帝と対等、王爵と同列といった漢族・胡族君主との地位の高低とは距離を置いたところで確立していったと考えるべきではないだろうか。

このように4-5世紀の高句麗は、漢字を受容し、文書行政を通じて制度を整備し、国家体制を築いていった。しかしその中身は同時期の漢族・胡族王朝とは様相をかなり異にしており、類似した漢語表現の概念や背景も異なるものが多くみられる。高句麗の制度を中国の制度と比較し、その違いを指摘することはできても、それを通じて単純に社会を評価することが妥当とは言えないのである。

9) 「広開土王碑文」第Ⅳ面9-①～9-④。「又制、守墓人自今以後、不得更相轉賣、雖有富足之者、亦不得擅買、其有違令、賣者刑之、買人制令守墓之」

3) 冊封

高句麗を頂点とする支配イデオロギーは周辺国にも及んでいた。それは高句麗を中心とする国際秩序と言うべきものであるが、それを説明する上で避けて通れないのは、冊封に関する問題である。

冊封は基本的に、冊封国の君主（皇帝）が、自国を政治的・文化的な頂点とする観念、つまり中華思想に基づき、外国君主やその国の使者を媒介にして結ぶ擬制的な君臣関係である。この冊封に対する高句麗の認識や評価については、藩属論の立場から「高句麗が朝貢・称臣し友好関係の維持に努めた記録が多く、また高句麗は漢化した政権であったことから『認同』すなわち冊封国と同一の認識を有していた」とする意見【李大龍 2006】や、「中国官爵の効用を全く評価していなかった」という見解【李成珪 1996】がある。極論すれば君臣関係を認めるのか、そうでないのか、ということである。この二つの見解は相容れないようにもみえるが、ここで筆者が指摘しておきたいのは、冊封という事実の共有、あるいは共有させるレベルである。

当時の高句麗にとって、最も重要な課題は国内の統治であり、また自己を頂点とする国際秩序の維持と拡大であったはずである。従って冊封とは、高句麗にとって外交関係の一形態であるため、政策上の最重要課題とは言い難い。また外交において冊封国が重視されたのは、彼らが中華や冊封国であったからというよりは、外交上重要な相手であったからである。外交の方法は異なるが、高句麗にとってはあくまで新羅や百済といった周辺国と同じ、外交の相手国として論じるべきであり、そこに冊封という事実がどのように関わってくるのか、その比重が問題とされるべきである。

その冊封の比重をはかる基準の一つとして指摘したいのは、被冊封国において、冊封の事実や、冊封による皇帝との君臣関係がどのような形で共有されていたか、である。筆者はそれらが共有されるためには、①冊封された官爵の国内における使用、②儒教思想の定着が必要だと考える。まず①を挙げたのは、それが皇帝の臣下であることを国内で宣布することにつながるからである。ただ現時点においては、高句麗の金石文資料にそうした痕跡は確認されない。「広開土王碑文」には、彼の諡は「国罌上広開土境平安好太王」とあり、後燕（慕容宝代）から受けた内臣官爵である「平州牧・遼東帯方二国王」（『梁書』卷54、列伝48、高句麗）は登場しない¹⁰⁾。また中原高句麗碑文には高句麗君主を（高麗）太王と記し、北魏や劉宋から授けられた官爵を伴わない。いっぽう百済の場合、武寧王陵からみつけた墓誌には「寧東大將軍百済斯麻王」と、武寧王（在位年502-523）が梁（502-557）から授けられた將軍号が明記されている。これは冊封を国内でどのように利用されたかを示す、対照的な例と言えよう。このように高句麗は、自身を頂点に位置づけた国際秩序内においては、中国の官爵を背景にして臨まなかった可能性が高い。

次に儒教思想の定着を挙げたのは、いわゆる中国の儒教経典や古典が中国の天・天子・天下の観念に基づいた論理を持っていることによる。その教養・知識の蓄積は、中国皇帝の天下を肯定し、高句麗の天や、太王の権威に対する矛盾や毀損を生じさせる可能性がある。ただ当時の高句麗の太王やその存立基盤は、儒教のそれではなく、儒教は思想面において高句麗社会に深く浸透していなかったと言えよう。儒教思想は、理解次第では高句麗に有益なものとはなり得なかったのである。

10) 筆者は、この官爵の授与が実際に使者を介して行なわれたかどうかについても、疑問をもっている。

当時の高句麗は、冊封の意味を理解してみずから朝貢し、冊封国内において君臣関係を受け入れる姿勢を示し、その儀礼的手続によって冊封国の臣下に位置づけられたことを認識していた。つまり高句麗にとって冊封国の秩序とは、南北朝のように、互いに正統性を否定したり、真っ向から対峙したりするものではなかった。

ただ冊封官爵と儒教思想は、いずれも冊封国（皇帝）の権威を太王の上位に置き、高句麗の天や、神聖かつ超越した太王の権威を貶めることにもつながる。ゆえにその関係もしくは観念が、高句麗国内や高句麗を頂点とする国際秩序の中において表面化することは、容認されるものではなかった。

冊封の事実とは、その関係が結ばれると同時に両国のすべての官人に共有されるわけではない。それを公言、表面化させるレベルが問題となるのである。そのように考えると、中国官爵の使用や儒教思想の浸透は、高句麗によって意図的に否定、もしくは排除されていた可能性が想定される。

冊封国の権威は、現実的な対応よりもイデオロギー的側面において、当時の高句麗が腐心すべき問題であり、いくつかの点からその抵抗の跡が読み取れる。いっぽう冊封国においても、高句麗への冊封によって両国関係の安定は得られたが、高句麗を介して自身の影響力をその周辺勢力に及ぼせたわけではないから（高句麗によって阻止されていたから）、彼らの望むかたちで機能していたわけではなかった。そのように考えると、冊封国は、高句麗を中心とする国際秩序とはまた異なった枠組みとしての「周縁」として位置づけられていたと言えよう。

おわりに

4-5世紀の高句麗は、漢字文化を受容・運用して政治体制を整えた。高句麗は地理的に漢族や胡族王朝と非常に近かったが、その存立基盤や政治体制は彼らとは異なるものであった。高句麗は自身を頂点とする支配イデオロギーに基づき、漢字文化を取捨選択、変容、創出し、冊封による世界とは異なった国際秩序の確立を志向したのである。

漢字文化を共有する以上、中国は高句麗が学ぶべき文化の中心であり、その存在は絶えず意識されていたはずである。だが高句麗の例でみれば、「漢字文化の普及」は「漢化」とは必ずしも一体ではなかった。漢字は中国との交流に際し不可欠な要素であり、その関係によって規定される面もあろうが、受容国においては、自身の文化を表現する手段としての比重はるかに大きい。ゆえに用語や表現のみを中国的な文脈で判断することは危険であり、さらに中国を拠り所にして周辺国を評価するのは、地域研究、少なくとも今後の朝鮮史研究のアプローチとしてふさわしいとは思えない。

本稿では、高句麗における「中心」と「周縁」という二つの視点を対比させ、両者の拮抗と均衡の模索という様相について考えた。高句麗は外部からの「周縁」という位置づけを認識するいっぽう、自身を中心として周辺勢力を周縁に位置づけた。この二つの視点・文脈を以て世界とかかわっていたことが、東アジアにおける「個」としての高句麗を維持し得た原動力の一つであったと思われる。

参考文献

- 尾形勇『中国古代の「家」と国家——皇帝支配下の秩序構造——』（岩波書店、東京、1979）
- 檀国史学会『史学志（中原高句麗碑特集号）』13、1979
- 盧重国「高句麗律令에 관한 一試論」（『東方学志』21、1979）
- 武田幸男「序説 5～6世紀東アジア史の一視点 -高句麗中原碑から新羅赤城碑へ」（『古代東アジアにおける日本古代史講座』4、学生社、1980）
- 西嶋定生『中国古代国家と東アジア世界』（東京大学出版会、1983）
- 李成市『『梁書』高句麗伝と東明王伝説』（『中国正史の基礎的研究』、早稻田大学出版部、1984）
- 辛鍾遠「三国史記祭祀志研究——新羅祀典의 沿革・内容・意義를 중심으로」（『史学研究』38、1984）
- 武田幸男「徳興里壁画古墳被葬者の出自と経歴」（『朝鮮学報』130、1989a）
- 武田幸男『高句麗史と東アジア』（岩波書店、1989b）
- 川崎晃「高句麗好太王碑と中国古典」（『古代国家の歴史と伝承』、吉川弘文館、1992）
- 酒寄雅志「華夷思想の諸相」（『アジアの中の日本史V 自意識と相互理解』、東京大学出版会、1992）
- 盧泰敦「朱蒙의 出自伝承과 桂婁部의 起源」（『韓国古代史論叢』5、1993）
- 李成珪「中国의 分裂体制模式과 東아시아 諸国」（『韓国古代史論叢』8、1996）
- 李成市『古代東アジアの民族と国家』（岩波書店、1998）
- 李成市『東アジア文化圏の形成』（山川出版社、2000）
- 篠原啓方「中原高句麗碑의 积読과 内容의 意義」（『史叢』51、高大史学会、2000）
- 李道学「『広開土王碑文』의 思想的背景」（『韓國学報』106、2002）
- 篠原啓方「高句麗 太王号와 太王家認識의 確立」（『韓国史研究』125、韓国史研究会、2004a）
- 篠原啓方「高句麗的「天」의 構造——對外認識을 中心으로」（『韓國学報』117、2004b）
- 李大龍『漢唐藩屬体制研究（東北辺疆研究叢書）』（中国社会科学出版社、2006）
- 井上直樹「集安出土文字資料からみた高句麗の支配体制についての一考察」（『朝鮮学報』203、2007）